

第2次和歌山県犯罪被害者等支援基本計画

令和8年3月

目次

第1部	基本的考え方	2
1	計画策定の趣旨・目的	2
2	計画の性格	2
3	計画の期間	3
4	犯罪被害及び相談件数の現状	3
5	基本方針	6
第2部	計画の内容	8
施策の柱1	相談体制の整備・充実	9
1	多機関ワンストップサービス体制の整備	9
2	相談及び情報の提供等	11
施策の柱2	支援体制の整備・充実	15
1	刑事手続への関与拡充のための情報提供等	15
2	調査研究の推進等	16
3	犯罪被害者等支援団体に対する援助	18
施策の柱3	精神的・身体的被害の回復・防止	20
1	保健医療サービス及び福祉サービスの提供	20
2	安全の確保	21
3	支援機関等による二次的被害の防止	23
施策の柱4	経済的・損害回復支援等	26
1	経済的負担の軽減	26
2	損害賠償の請求についての援助等	28
3	居住の安定	29
4	雇用の安定	30
施策の柱5	県民の理解の増進	32
1	県民の理解の増進	32

第1部 基本的考え方

1 計画策定の趣旨・目的

犯罪被害を受けた人は、犯罪等によって傷つけられるだけでなく、それに伴って生じる心身の不調、生活上の問題、周囲の人の言動による傷つき、捜査、裁判などに伴う様々な負担を抱えることとなります。犯罪等に巻き込まれ、苦しんでいる犯罪被害者等が、一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、関係機関・団体が連携し、地域社会で犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

国においては、平成16年に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）が成立し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために必要な具体的施策が示されるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

基本法に基づき国は、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」を策定し、その後、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえ、一定の期間ごとに見直しを行い、犯罪被害者等支援のための施策を実施しています。

本県においても、平成18年4月に施行した「和歌山県安全・安心まちづくり条例」に基づき、犯罪被害者等に対する支援に取り組んできましたが、さらに支援の充実強化を図るために「和歌山県犯罪被害者等支援条例」（平成31年和歌山県条例第15号。以下「条例」という）を平成31年4月に施行しました。

そして、令和2年4月に、条例に基づき犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、「和歌山県犯罪被害者等支援基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を策定しました。

この「第2次和歌山県犯罪被害者等支援基本計画」は、第1次基本計画をより発展させ、県の犯罪被害者等支援施策の進捗状況や国の動向などを踏まえ、県の犯罪被害者等支援の目指す方向及び具体的施策を示しています。

2 計画の性格

この計画は条例第8条の規定に基づき策定するものであり、本県における犯罪被害者等の支援に関する基本的方針及び具体的施策について定め、基本法第5条（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

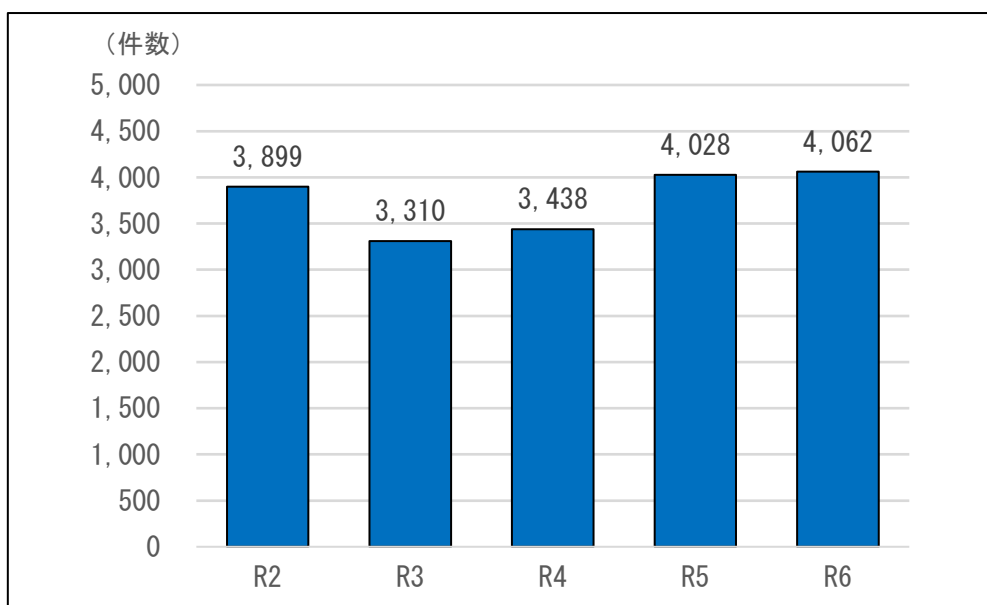
ただし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

4 犯罪被害及び相談件数の現状

(1) 県内の刑法犯認知件数

ア 刑法犯の認知件数

県内の刑法犯認知件数は、コロナ禍の令和3年(3,310件)までは減少傾向にありましたが、令和4年から増加傾向に転じ、令和6年は約4,000件と令和2年と比較して横ばいで推移しています。

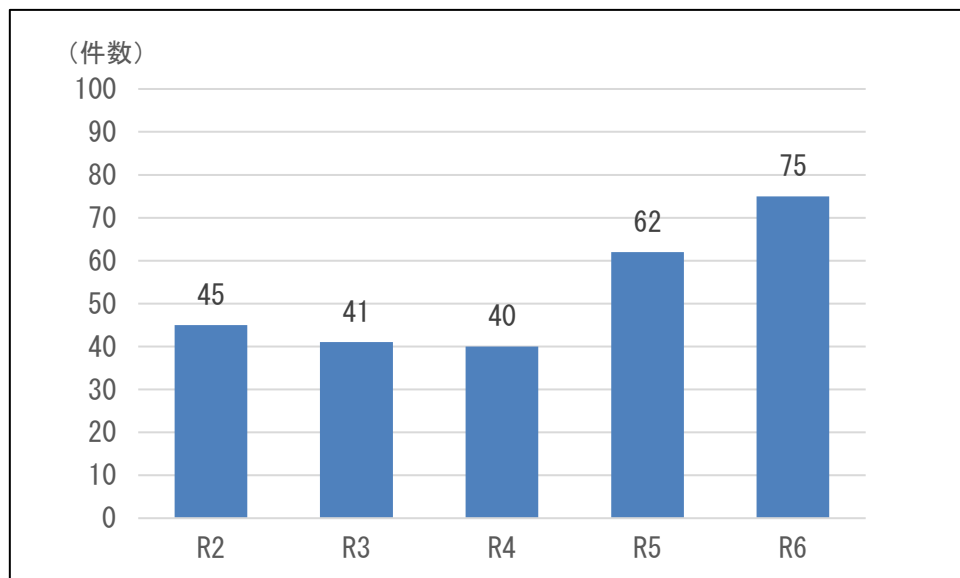


参考資料：和歌山県警察「和歌山県の犯罪情勢」

イ 県内の重要犯罪の認知件数の推移

重要犯罪と位置づけられる殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取・誘拐及び不同意わいせつの認知件数は、令和6年で75件となっています。

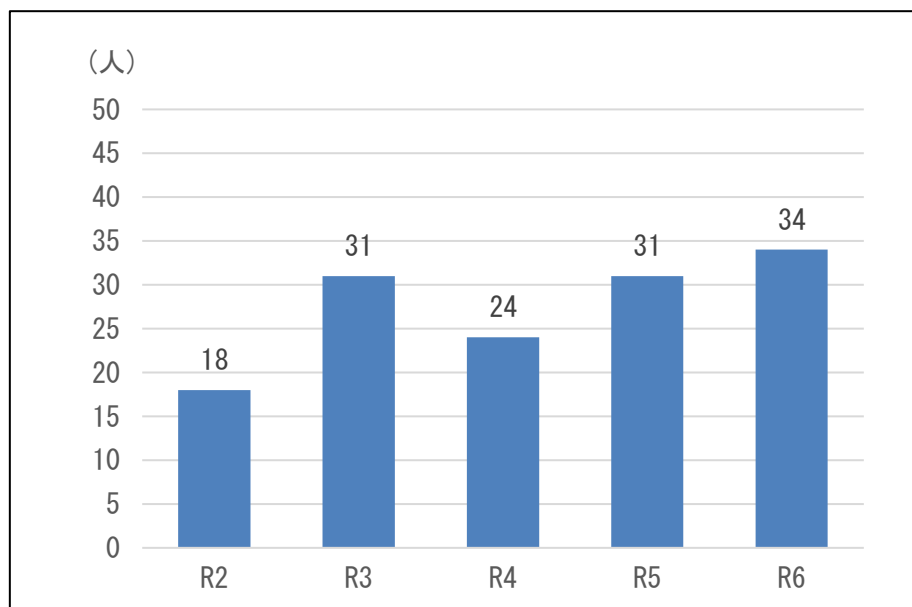
令和5年7月13日の刑法改正により強制わいせつ罪と準強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪へ改正され、犯罪構成要件が明確化されたこともあり、令和2年に比べて認知件数が増加しています。



参考資料：和歌山県警察「和歌山県の犯罪情勢」

(2) 県内の交通事故死亡者数

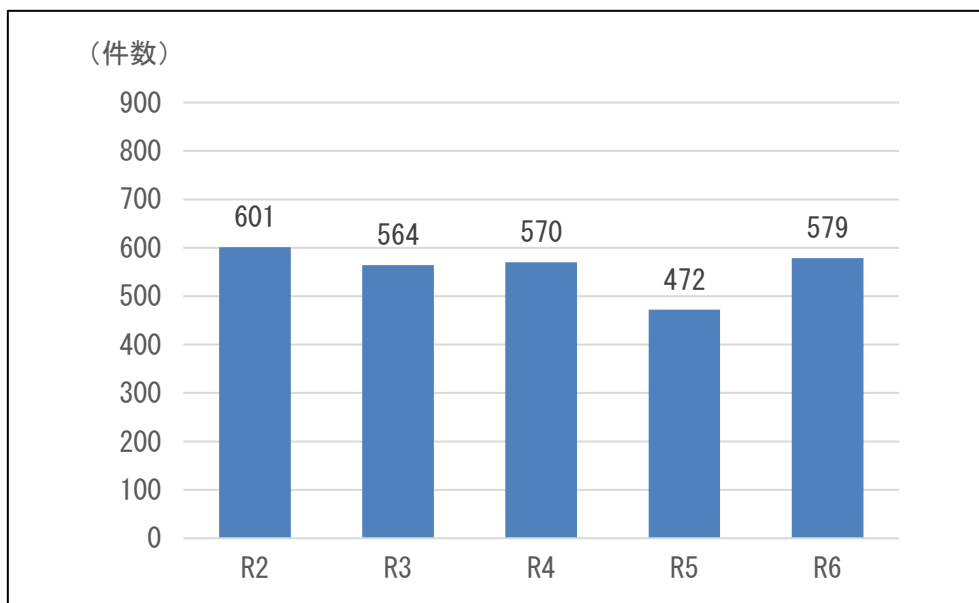
令和6年における交通事故による死亡者数は34人であり、過去最少であった令和2年の18人と比較してやや増加しています。



参考資料：和歌山県警察「和歌山県の交通事故概況」

(3) 配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数

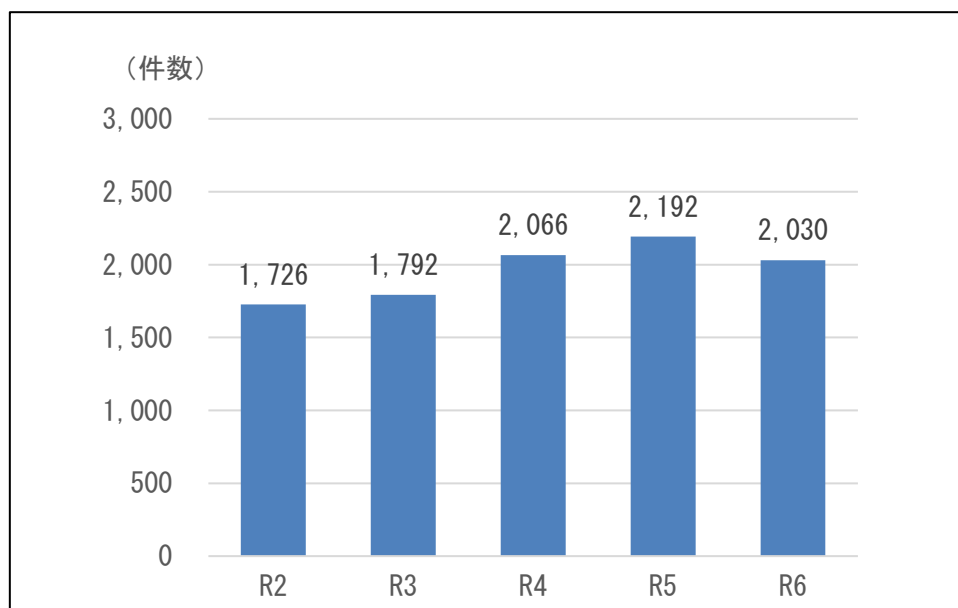
和歌山県内における令和6年度の配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数は、579件で令和2年度の601件と比較して横ばいで推移しています。



参考資料：内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関する相談件数」

(4) 児童虐待に関する相談件数

県内2か所の児童相談所で取り扱った虐待相談件数は、令和6年度は2,030件であり、コロナ禍であった令和2年度と比較して増加していますが、コロナ禍以降は約2,000件で推移しています。



参考資料：和歌山県「和歌山県内における児童虐待相談の状況」

(5) 性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」・(公社)紀の国被害者支援センターにおける相談件数

ア 性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」における相談件数

病院を拠点に県が直接運営する性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」は、性暴力の被害に遭われた被害者等に対し、電話相談や面接相談、専門家によるカウンセリングや法律相談、病院等への付き添い支援などを行っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	1,172件	1,159件	1,014件

イ (公社)紀の国被害者支援センターにおける相談件数

(公社)紀の国被害者支援センターは、和歌山県公安委員会指定の早期援助団体として認定されており、殺人や傷害などの被害に遭われた犯罪被害者等に対し、電話相談や面接相談、警察や裁判所等への付き添い支援などを行っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	478件	470件	528件

5 基本方針

第2次基本計画においても、条例第3条の基本理念等を踏まえ、「犯罪被害者等の多様なニーズに応じた必要な支援を途切れることなく受けることができる社会の実現」という目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、第1次基本計画における県の支援施策の進捗状況や国の動向などを踏まえ、次の3つの基本方針を設定します。

基本方針1 犯罪被害者等を支えるための体制づくり

被害直後から様々な困難に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかな支援が受けられるような、切れ目のない支援体制を市町村や犯罪被害者等支援団体とともに構築していく必要があります。特に、犯罪被害者等は、被害直後から医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を必要とし、犯罪被害者等が被害から回復する過程において、

長い期間を要することもあり、その間、犯罪被害者等のニーズも状況に応じて変化していきます。

したがって、犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へ漏れなくつないでいく、もしくは、関係機関・団体等が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を一元的に提示・提供するワンストップサービスにより、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく支援を受けることができるよう取り組みます。

基本方針2 精神的・身体的被害及び生活基盤の回復

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的な被害だけでなく、その後に発生する二次的被害に苦しめられることが少なくありません。二次的被害には、被害による高額な医療費の負担、自宅が事件現場となることによる転居、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や周りの理解不足等による休職・失職など、生活基盤へ大きな影響を与えるものがあります。

その他にも自分自身や家族が犯罪等の対象にされたことへの恐怖・怒り、再被害を受けることに対する不安、捜査・公判・医療・福祉等の過程で配慮に欠ける対応をされたことによる心の傷つきなど、精神的にも苦しめられることがあります。

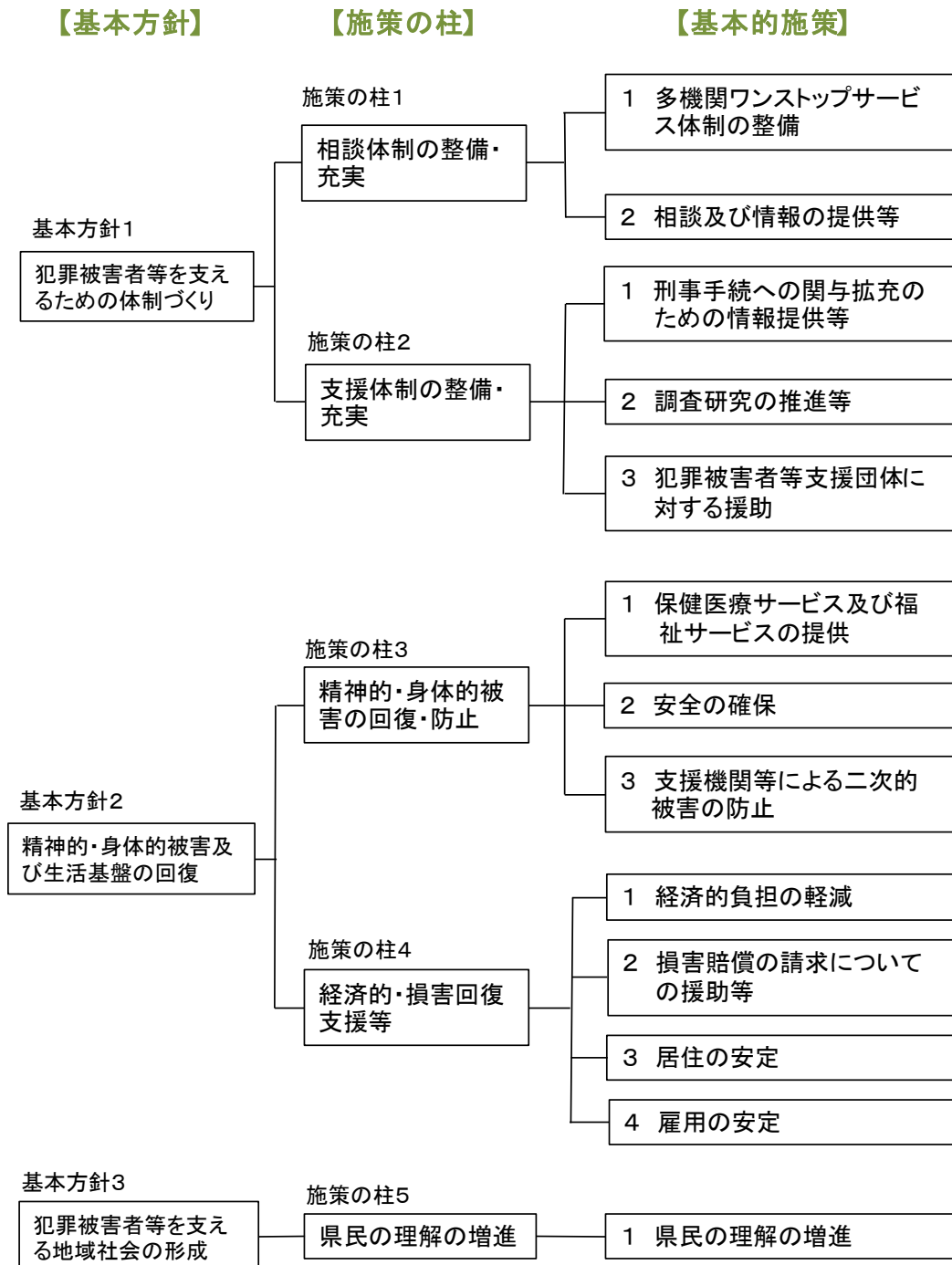
したがって、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度、民間の取組等を含めた支援を十分に活用することをはじめ、犯罪被害者等への二次的被害を含めた精神的・身体的被害及び生活基盤への影響に対して、回復・軽減・防止のための支援を行います。

基本方針3 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

犯罪被害者等支援施策の効果を十分に発揮させるには、県民の理解と協力が必要不可欠です。犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、人権が尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できることから、施策の実施と県民の理解・協力は相互に作用しています。

したがって、様々な機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解や共感を深めるための、教育活動や広報啓発活動等を息の長い取組として推進し、社会全体で犯罪被害者等を支えるという地域社会の形成に取り組みます。

第2部 計画の内容



施策の柱 1 相談体制の整備・充実

1 多機関ワンストップサービス体制の整備

○現状と課題

犯罪被害者等は、被害直後のパニック状態の中、何をしてもよいかわからない状態に陥りやすく、行政をはじめとした多岐にわたる関係機関・団体の相談窓口を知ることもできずに必要な支援を受けられない場合があります。

また、支援を受けるに当たっては、複数の機関・団体を訪れることが必要となる場合もあるため、その機関・団体ごとに同じ説明を繰り返すことによる負担や二次的被害のリスクも指摘されています。

犯罪被害者等が、「再び平穏な生活を営むことができる」（条例第3条第3項）ようになるには、時に長い時間を要することから、その間に変化する犯罪被害者等のニーズを適時適切にくみ取り、犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へ漏れなくつないでいくという、途切れない支援を提供する体制を整備する必要があります。

○施策の方向

多様化する犯罪被害者等のニーズや事件経過に伴い変化してくる支援の内容、様々な犯罪被害者等が直面する各般の問題について、個々の犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点とし、犯罪被害者等の同意の下で、犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、同コーディネーターを中心に関係機関・団体等が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を一元的に提示・提供する多機関ワンストップサービス体制の構築を図ります。

○多機関ワンストップサービス体制について

ア. 目的

犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届け、かつ、犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資することを目的とします。

イ. 体制

支援に当たっては、犯罪被害者等に特化した制度・サービスの活用のみならず、将来的に活用が見込まれる場合も含めて、保健医療・福祉分野や司法分野を始め要件を満たせば犯罪被害者等も利用し得る各種分野の制度・サービスの活用についても、十分検討を行うことが重要となるため、和歌山県を中心として、和歌山県警察、居住市町村等の関係機関、団体と連携して体制を構築します。

ウ. 犯罪被害者等支援コーディネーター

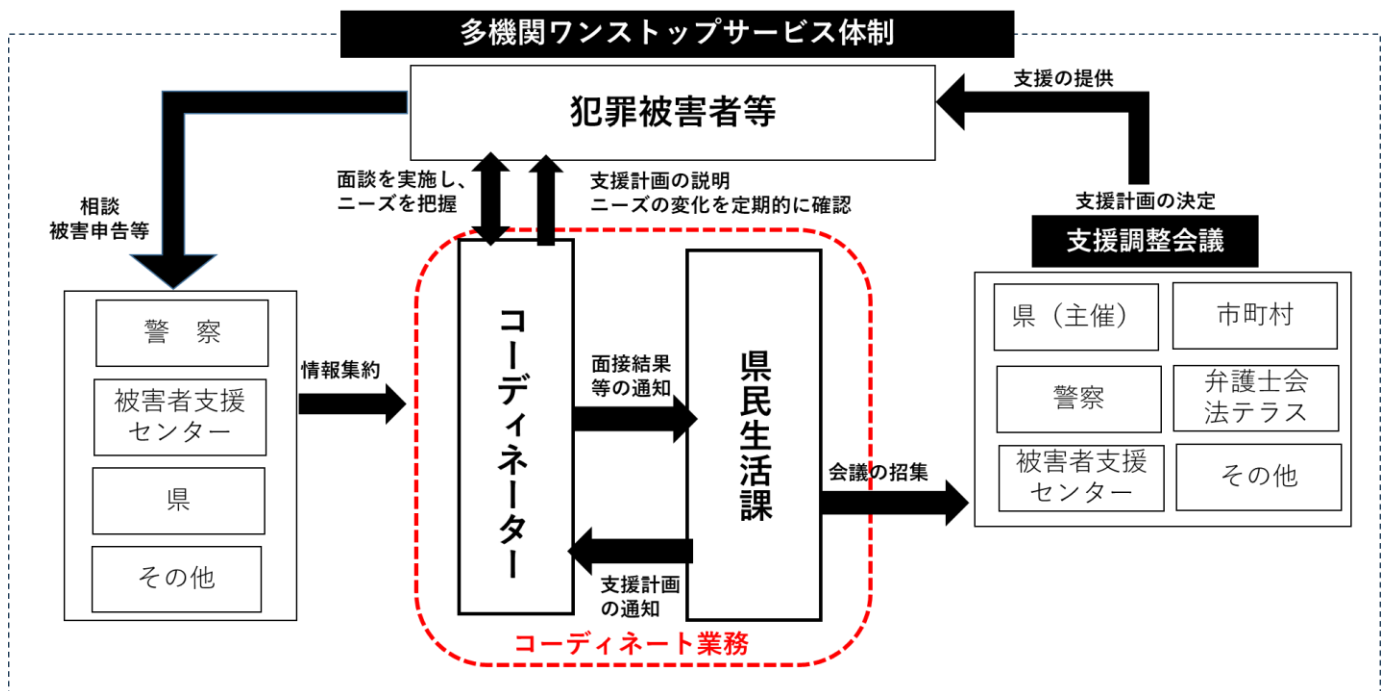
多機関ワンストップサービスを機能させるため、支援全体の調整を行うコーディネーターを配置します。具体的には、犯罪被害者等の抱える課題を把握し、提供可能な制度やサービスを持つ機関、団体と情報共有し、制度、サービスが提供されるように調整を行うことや、時間の経過とともに変化していく犯罪被害者等のニーズに応じて、適時適切な制度やサービスを漏れなく届けます。

これにより、犯罪被害者等が自ら調べ、連絡を取り、支援を申し出なければ支援を受けられない、あるいは、限定的な支援に留まるといった事態に陥ることを防ぎます。

エ. 支援調整会議

全ての制度・サービスを包括して漏れなく届けるために、コーディネーター及び和歌山県が多機関ワンストップサービスの提供が必要と判断した場合に、犯罪被害者等の同意の下で、ニーズに応じた支援を提供する関係機関・団体が集まる会議体（支援調整会議）を開催します。

支援調整会議においては、コーディネーターが把握したニーズを基に関係機関・団体が提供可能な支援を協議し、取りまとめ、支援計画を作成します。そして、支援計画に基づき、各機関がそれぞれ支援を提供し、犯罪被害者等の被害回復を目指します。



○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
多機関ワンストップサービス体制の構築・運用	個々の犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点とし、犯罪被害者等の同意の下で、犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、同コーディネーターを中心に関係機関・団体等が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を一元的に提示提供する多機関ワンストップサービス体制を構築・運用します。	(県) 県民生活課
「支援メニューリスト」の作成	犯罪被害者等から実際に相談があった際に、ワンストップサービスにより制度・サービスが提供できるよう、県の各施策を網羅的に記した「支援メニューリスト」を作成します。 また、各市町村における「支援メニューリスト」の作成を促します。	(県) 県民生活課

2 相談及び情報の提供等

○現状と課題

犯罪被害者等は、被害直後から中長期にわたり、精神的苦痛や生活上の困難、法的手続への不安など、様々な問題を抱えていることは少なくありません。県、市町村、警察、医療機関、福祉関係機関等において、それぞれ相談対応が行われていますが、犯罪被害者等の中には、関係機関・団体の相談窓口を把握できず、必要な支援を受けられない場合があります。

犯罪被害者等が安心して相談できる環境を整備するためには、早期に支援につながる相談体制を構築し、途切れない支援を提供することが求められています。

○施策の方向

犯罪被害者等が、安心して相談できる体制を確保するため、身近な相談窓口の充実と連携強化を図り、途切れない相談支援の実現を目指します。

また、市町村や関係機関・団体と連携・協力して、対応窓口機能を充実させるとともに、インターネットなどの様々な媒体を通じた情報提供により、県民への周知を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
弁護士による無料法律相談	犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑に解決できるよう、犯罪被害者等支援に精通している弁護士による無料法律相談を実施します。	(県) 県民生活課
交通事故相談所における相談	和歌山県交通事故相談所において、交通事故に遭われた方の問題を円滑に解決するため、損害賠償請求等に関する相談に対応します。	(県) 県民生活課 (交通事故相談所)
刑事手続等に関する情報提供の充実	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事手続や少年保護事件の手続のほか、警察のみならず関係機関・団体による犯罪被害者等のための制度を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、犯罪被害者等へ早期に提供します。	(県警) 広報県民課 (県警) 人身安全対策課 (県警) 少年課 (県警) 刑事企画課 (県警) 捜査第一課 (県警) 交通指導課
警察相談専用電話・性犯罪被害相談電話等を活用した相談体制の充実	全国統一の警察相談専用電話「#9110」のほか、性犯罪被害相談電話「#8103」、少年相談窓口を設置し、相談に対応します。また、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、相談を適切に受理する体制の整備など、相談体制の充実を図ります。	(県警) 広報県民課 (県警) 少年課
男女共同参画相談員による総合相談（電話・面接）	男女共同参画に関連した様々な悩みの相談に応え、自分らしい生き方を実現していけるよう支援します。 内容によって、法律相談、カウンセリング、男性相談員による男性相談、LGBTQ 相談につながります。	(県) ジェンダー平等推進センター
性暴力救援センター和歌山（わかやまmine）の運用	性犯罪被害者の相談を受け、緊急医療が必要であれば医療機関につなぐとともに、カウンセリングや法律相談等必要な支援のコーディネートを行います。	(県) 多様な生き方支援課 (県) DV 相談支援センター

市町村等を対象とした高齢者・障害者虐待防止専門職相談窓口の設置	対応が困難な高齢者・障害者虐待に対し、弁護士、社会福祉士等の専門職を配置した相談窓口を設置し、市町村・地域包括支援センター等の職員を対象に、適切な助言及び支援を行います。	(県)介護サービス指導課 (県)障害福祉課
障害者権利擁護のための体制整備	和歌山県障害者権利擁護センターにおいて、使用者虐待に関する通報等の受付や、市町村への情報提供、助言などを通して市町村との緊密な連携を図ります。	(県)障害福祉課
市町村等を対象とした高齢者・障害者虐待防止対応への専門的な支援	市町村等で実施する高齢者・障害者虐待に係る被虐待者及び養護者への支援等の中で困難な事例に対し、弁護士・社会福祉士を市町村へ派遣し、支援します。	(県)介護サービス指導課 (県)障害福祉課
児童と家庭に関する相談等の充実	児童相談所相談専用ダイヤル及び児童相談所虐待対応ダイヤル189において、子育てに関する相談及び虐待の通告について24時間365日体制で対応します。	(県)中央児童相談所・紀南児童相談所
女性相談	困難な問題を抱える女性支援法に基づく女性相談支援センターとして、女性が抱える様々な問題や悩みに対して電話や面接相談により支援を行います。	(県)DV 相談支援センター
こころの電話相談(電話・面接)	こころの健康に関する相談に対して臨床心理士、精神保健福祉士、保健師などの専門知識を有する相談員による電話相談・面接相談を行います。	(県)精神福祉保健センター
生活困窮などに関する自立相談支援	生活に困っている方の相談に応え、抱える課題に対し、自立に向けた支援プランを作成します。支援プランに基づき、就労や居住、家計に係る支援、その他専門機関につなぐなど本人に寄り添った支援を行います。	(県)社会福祉課

教育相談	犯罪被害等に遭った児童生徒及びその保護者へのケアについては、学校及び市町村教育委員会等と協議を行い、必要に応じてスクールカウンセラー等による支援を行います。	(県教委)教育支援課
被害少年が相談しやすい環境の整備	少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付ける少年サポートセンターや各警察署の少年係等の相談窓口において、少年の特性に十分配慮して対応します。また、被害少年が相談しやすいように、電話や電子メールによる相談も受け付けます。	(県警)少年課

施策の柱 2 支援体制の整備・充実

1 刑事手続への関与拡充のための情報提供等

○現状と課題

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、被害直後から事情聴取等の捜査協力や公判の出廷など、それまで体験したことのない様々な問題に直面します。また、多くの犯罪被害者等は精神的に混乱する中で、直面している問題を十分に認識できないまま判断を迫られるなど、更に困難な状況に陥ってしまうことがあります。

事件等の解決は、被害回復に不可欠であり、また、解決に至る過程に適切に関与することは、その後の精神的被害の回復に大きく影響します。したがって、犯罪被害者等のニーズに応じて、事件等の捜査状況等の情報を提供し、犯罪被害者等による加害者の刑事手続への関与を拡充する必要があります。

○施策の方向

犯罪被害者等が加害者の刑事手続に関与する機会を逸することのないよう、関係機関・団体の職員等が、犯罪被害者等の切実な思いに十分留意しながら、各種刑事手続等に関する情報を提供するなど、犯罪被害者等による刑事手続への関与拡充を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
捜査に関する適切な情報提供等	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供します。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講じます。 被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、他の行政機関や犯罪被害者等支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供するなど、犯罪被害者等の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図ります。	(県警) 広報県民課 (県警) 刑事企画課 (県警) 交通指導課

2 調査研究の推進等

○現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的にも大きなダメージを受けるなど、様々な困難に直面することに加え、再被害への恐怖・不安を抱いたり、周囲の人の言動による傷つきなどにより、二次的被害を受けることもあります。

犯罪被害者等と関わる職員等が犯罪被害者等の置かれている現状を理解するとともに、犯罪被害者等に対するこころのケアを始めとした専門的知識に基づく適切な支援を行っていく必要があります。

○施策の方向

犯罪被害者等に対し、専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、犯罪被害者等の支援に関する先進事例等を調査研究し、犯罪被害者等の支援に従事する職員及び和歌山県犯罪被害者支援連絡協議会、警察署犯罪被害者支援ネットワークの研修会等を通じて、支援スキルの向上を図ります。

和歌山県犯罪被害者支援連絡協議会	行政機関と民間団体等の相互の協力及び緊密な連携により、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえた犯罪被害者等支援活動を効果的に推進することを目的として設置しています。
警察署犯罪被害者支援ネットワーク	警察署単位で地域の実情に応じて、警察署、市町村、学校、医療機関、弁護士会等の関係機関で組織する支援ネットワークを現在、9のネットワークを設置し情報交換等による地域レベルでの連携体制を構築しています。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
「支援メニューリスト」の作成【再掲】	犯罪被害者等から実際に相談があった際に、ワンストップサービスにより制度・サービスが提供できるよう、県の各施策を網羅的に記した「支援メニューリスト」を作成します。 また、各市町村における「支援メニューリスト」の作成を促します。	(県) 県民生活課

<p>犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実</p>	<p>和歌山県犯罪被害者支援連絡協議会及び警察署犯罪被害者支援ネットワークにより、犯罪被害者等支援に従事する職員等に対して、専門家によるロールプレイ方式の演習等を実施し、支援スキルの向上を図ります。</p>	<p>(県) 県民生活課 (県警) 広報県民課</p>
<p>児童への虐待防止及び権利擁護のための研修の実施</p>	<p>児童虐待防止に携わる行政職員や里親、児童福祉施設職員、児童福祉施設入所児童等を対象に研修を実施し、虐待の防止及び児童の権利擁護に関する基礎知識の定着を図ります。</p>	<p>(県) こども支援課</p>
<p>困難な問題を抱える女性及び DV 被害者等支援調整会議</p>	<p>困難な問題を抱える女性支援法及び DV 防止法に基づき、関係する国、県、市町村、民間団体等から成る協議体を設置し、知見の共有や情報交換等を通して、ネットワークの強化を図ります。</p>	<p>(県) 多様な生き方支援課</p>
<p>高齢者虐待防止市町村職員等研修</p>	<p>高齢者虐待への対応力向上を図るため、市町村・地域包括支援センター等の職員を対象に、弁護士、社会福祉士等の専門職による研修会を実施するとともに、参考となる事例や Q & A を県高齢者虐待対応マニュアルに追加します。</p>	<p>(県) 介護サービス指導課</p>
<p>障害者への虐待防止及び権利擁護のための研修の実施</p>	<p>障害者虐待防止に携わる行政職員や事業者等を対象に研修を実施し、虐待の防止及び障害者の権利擁護に関する基礎知識の定着を図ります。</p>	<p>(県) 障害福祉課</p>
<p>障害者虐待対応マニュアルを用いた支援</p>	<p>障害者虐待防止に係る各機関の役割を明確にし、連携協力体制を構築することによって円滑な支援を行います。</p>	<p>(県) 障害福祉課</p>

3 犯罪被害者等支援団体に対する援助

○現状と課題

犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行うに当たっては、犯罪被害者等支援団体の存在が不可欠になります。しかしながら、犯罪被害者等支援団体の活動は寄付やボランティアに支えられているため、資金面や人材面で困難を抱えており、将来にわたって安定した支援を行う上でも大きな課題となっています。

犯罪被害者等支援団体の支援活動の促進のために、財源確保の対策や支援員の確保・充実を支援していく必要があります。

○施策の方向

団体で実施している自主財源確保事業や、相談員・支援員の募集を周知する広報を実施するほか、相談員・支援員の技術向上を支援することにより、犯罪被害者等支援の中核を担う犯罪被害者等支援団体の将来にわたる、安定した支援活動の継続を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実【再掲】	和歌山県犯罪被害者支援連絡協議会及び警察署犯罪被害者支援ネットワークにより、犯罪被害者等支援に従事する職員等に対して、専門家によるロールプレイ方式の演習等を実施し、支援スキルの向上を図ります。	(県) 県民生活課 (県警) 広報県民課
(公社) 紀の国被害者支援センターへの支援	(公社) 紀の国被害者支援センターとの情報共有により密な連携を図るとともに、被害者支援活動員養成講座等における講師の手配・派遣等、必要な支援を行います。また、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う団体の意義・活動等について広報します。	(県) 県民生活課 (県警) 広報県民課

コラム (公益社団法人) 紀の国被害者支援センターの取組

紀の国被害者支援センターは、平成9年に設立、平成23年に和歌山県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定され、事件・事故等により被害に遭われた方やそのご家族又はご遺族の方々の被害の軽減と早期回復のための支援のほか、支援に携わる人材の育成、さらに社会全体に対して犯罪被害者支援の必要性を伝える広報啓発活動に取り組んでいます。



支援

研修を受けた相談員により、多くの不安を抱える被害者の心理的サポートと情報提供を行っています。また、必要に応じて臨床心理士や弁護士などの専門家による面接も行います。このほか、被害者から要望があれば、警察、病院、検察、裁判傍聴への付き添いや代理傍聴を行っています。

人材育成

被害者への支援活動は、専門的な研修を受けた相談員や支援員が行っており、その多くはボランティアの協力で成り立っています。毎年、「被害者支援活動員養成講座」を開催し、支援を担う人材育成に取り組んでいます。



広報啓発

被害者の置かれている状況や被害者支援の必要性を広く知っていただくため、関係機関・団体と協力し、県内の中学校や高校で命の大切さを学ぶ教室の開催や地域で取り組む被害者支援をテーマにした「犯罪被害者等支援フォーラム」、街頭での啓発活動等にも取り組んでいます。



参照：紀の国被害者支援センターホームページ

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・防止

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

○現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪により生命を奪われる、身体を傷つけられる、金銭などを奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、その後も犯罪被害のショックによりPTSD、うつ病、パニック障害などの疾患を来す場合があります。

また、身体に被害を受けた犯罪被害者の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症により看護や介護が必要となる場合もあります。

犯罪被害者等が心身に受けたダメージから回復できるように、心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス・福祉サービスが提供される必要があります。

PTSD (心的外傷後ストレス障害)	再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。
うつ病	気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるほど、日常生活に支障が現れます。
パニック障害	突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないのかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

参照：警察庁ホームページ

○施策の方向

犯罪被害者等が受けた精神的被害を回復・軽減し、又は防止するため、関係機関・団体と連携・協力しながら、早期の段階から専門家によるカウンセリングが受けられる体制整備や犯罪被害者等に対する保健医療サービスや福祉サービスの提供等の充実を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
女性のこころの問題に対するカウンセリング	女性が抱えるこころの問題に対し、女性カウンセラーによる支援を実施します。	(県)ジェンダー平等推進センター

性暴力救援センター 和歌山（わかやま mine）の運用【再掲】	性犯罪被害者の相談を受け、緊急医療が必要であれば医療機関につなぐとともに、カウンセリングや法律相談等必要な支援のコーディネートを行います。	(県)多様な生き方 支援課 (県)DV 相談支援 センター
専門家によるこころ の健康相談	各保健所に精神科医、精神保健福祉相談員、保健師等を配置し、電話・来所・訪問相談を実施します。	(県)こころの健康 推進課
犯罪被害者等に対する カウンセリングの 充実	臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーに、犯罪被害者等支援に関する専門的研修を受講させ、その技術・能力を積極的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、公費支援制度によるカウンセリングの活用を含め、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施します。	(県警)広報県民課
被害者少年が受ける 精神的打撃軽減のため の継続的支援の推進	被害少年に対して、保護者の同意を得たうえで、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする犯罪被害者等支援団体への紹介を行うほか、少年補導職員等が臨床心理学の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施します。	(県警)広報県民課 (県警)少年課
医療機関における性 犯罪被害者からの証 拠採取等の促進	医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われるよう働きかけます。また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう証拠の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働きかけを行い、警察への被害申告を躊躇している間に証拠が滅失することを防止します。	(県警)捜査第一課 (県警)鑑識課

2 安全の確保

○現状と課題

犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかとという恐怖や不安を抱くことがあり、再被害の未然防止対策により、犯罪被害者等の安全の確保と精

神的な負担の軽減を図る必要があります。

また、児童虐待、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案のように、特定の者に対して繰り返し行われ、次第にエスカレートして身体等に対して危害が及ぶおそれがあるものについても、これを未然に防ぎ、犯罪被害者等の安全を確保する必要があります。

○施策の方向

犯罪被害者等が再び加害者から危害を加えられることがないように、一時保護、施設への入所による保護、防犯指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱い等により犯罪被害者等の安全確保を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
配偶者からの暴力等被害者の一時保護の実施	DV 被害者本人の申請に基づき、保護を必要と認めた場合、一時保護又は一時保護委託を実施します。	(県)県 DV 相談支援センター
児童虐待による被害児童の一時保護の実施	適当な保護者又は宿所がないため緊急に該当児童を保護する場合、また、虐待、放任等の理由により当該児童を家庭から一時引き離す必要がある場合、一時保護を実施します。	(県)中央児童相談所・紀南児童相談所
障害者虐待による被害障害者の一時保護の実施	障害保健福祉圏域以外で市町村が実施する居室の確保に対して県から広域的な調整及び受け入れが可能な施設情報を提供し、被害障害者の迅速な保護を実施します。	(県)障害福祉課
こどもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	こどもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、関係機関からその前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を行います。また、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と連携し、こどもを対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止します。	(県警)人身安全対策課

再被害防止対策の推進	<p>同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、犯罪被害者等に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領又は自主警戒の方法について教示するなど防犯指導を行います。</p> <p>また、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止対策を推進します。また、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働きかけているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進します。</p>	(県警)刑事企画課 (県警)人身安全対策課
保護対策の推進	<p>暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。</p>	(県警)組織犯罪対策課

3 支援機関等による二次的被害の防止

○現状と課題

犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、自身が受けた被害について何度も説明せざるを得ないため、そのたびに事件のことを思い出し、精神的な負担が生じることがあります。

また、犯罪による直接的な被害にとどまらず、友人、近隣の住民、無関係の第三者等の言

動等により、更なる精神的被害（いわゆる二次的被害）を受けることがあります。二次的被害は、支援に携わる関係機関・団体の職員等の言動により生じることもあります。

このような被害を防止するためには、周囲の人々や支援に携わる者が、犯罪被害者等に対し、その心理状態やとるべき対応について理解した上で接する必要があります。

○施策の方向

犯罪被害者等は犯罪によって精神的な変調を来し、感情や身体、行動に様々な変化（トラウマ反応）が現れることを支援者等が正しく認識し、その認識に基づき適切な対応をとることができるよう、関係職員に対する犯罪被害者等の心身の状況等に関する理解を深めるための研修及び啓発を実施し、支援者等による二次的被害の防止を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実【再掲】	和歌山県犯罪被害者支援連絡協議会及び警察署犯罪被害者支援ネットワークにより、犯罪被害者等支援に従事する職員等に対して、専門家によるロールプレイ方式の演習等を実施し、支援スキルの向上を図ります。	(県) 県民生活課 (県警) 広報県民課
被害児童からの事情聴取における配慮	児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取する対応を積極的に実施するほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど被害児童に配慮した取組を進めます。	(県警) 人身安全対策課 (県警) 刑事企画課 (県警) 捜査第一課 (県) 中央児童相談所・紀南児童相談所

<p>適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等</p>	<p>重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修を充実します。また、被害者連絡調整官等の適切な運用等により、交通事故被害者等の心情に配慮し、交通事故被害者等の負担軽減を図ります。</p>	<p>(県警)交通指導課</p>
<p>性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等</p>	<p>性犯罪捜査を適切かつ強力に推進するために性犯罪捜査指導官を設置するとともに、性犯罪捜査講習の実施による性犯罪捜査を担当する職員の実務能力向上を図ります。また、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪被害者の身体から資料採取の際は、性犯罪被害者が希望する性別の警察官が行うなど、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。</p>	<p>(県警)捜査第一課</p>

施策の柱 4 経済的・損害回復支援等

1 経済的負担の軽減

○現状と課題

犯罪被害者等は被害直後から警察や病院への交通費、治療にかかる医療費、被害者が亡くなった場合は葬儀費用など臨時的な出費が発生し、経済的負担を強いられます。

また、入院・介護等が必要な場合は、高額な医療費が継続するほか、休職や離職により収入の減少が長期化することがあります。さらに、裁判に要する費用などの予期しない出費が必要となることもあります。

このように、犯罪被害による経済的負担の軽減対策が必要とされています。

○施策の方向

犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、利用可能な制度を情報提供するとともに、国の犯罪被害給付制度等の支援が受けられるまでの間をつなぐ支援を行うなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。

犯罪被害給付制度	殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。
----------	---

参照：警察庁「犯罪給付制度のご案内」

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者等生活資金の貸付	犯罪被害者等が受けた被害により負担する医療費や住居の移転に伴う経費、休業等による生活費の不足を補う経費など不測に生じた費用について貸付けを行います。	(県) 県民生活課
性暴力被害者に対する医療費、カウンセリング費用等の公費負担	性暴力救援センター和歌山（わかやま mine）において、医療費やカウンセリング費用、法律相談費用の公費負担を行い、被害者の心身の負担の軽減及びその回復を図ります。	(県) 多様な生き方支援課 (県) DV相談支援センター

生活福祉資金の貸付	<p>(社福) 和歌山県社会福祉協議会を実施主体、市町村社会福祉協議会を窓口として、低所得者、高齢者、障害者に対して資金の貸付や相談支援を実施し、安定した生活の確保を図ります。</p>	(県)社会福祉課
犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実【再掲】	<p>臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーに、犯罪被害者等支援に関する専門的研修を受講させ、その技術・能力を積極的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、公費支援制度によるカウンセリングの活用を含め、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施します。</p>	(県警)広報県民課
犯罪被害給付制度の周知	<p>犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、当制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、当制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行います。また、給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うほか、仮給付制度の効果的な運用、求償権の適切な行使その他の当制度の運用改善及び関係職員への同制度の周知徹底を図ります。</p>	(県警)広報県民課
(公財)犯罪被害救援基金との連携による救済の実施	<p>犯罪被害給付制度等の公的制度では救済とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、公益財団法人犯罪被害救援基金の紹介、橋渡しなどを行います。</p>	(県警)広報県民課

医療費等の負担の軽減	性犯罪被害者の緊急避妊の費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費、参考人旅費等を公費支援します。	(県警)広報県民課 (県警)捜査第一課
犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	特殊詐欺等の預金口座等への振り込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示など情報提供を行います。	(県警)生活安全企画課 (県警)生活環境課 (県警)捜査第二課 (県警)組織犯罪対策課

2 損害賠償の請求についての援助等

○現状と課題

損害賠償請求に係る民事裁判においては、訴訟費用や多くの時間等が必要とされ、訴訟に関する知識不足のほか、弁護士に代理人委任をしない場合には、犯罪被害者等が法廷において加害者と直接向かい合う可能性もあり、更に負担を強いられることがあります。

犯罪被害者等の行う損害賠償の請求が適切かつ円滑に実現されるよう、損害賠償の請求について援助が必要とされています。

○施策の方向

専門家との相談機会の提供や訴訟に必要な情報提供等により、犯罪等の被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図ります。加えて、再提訴が必要な場合に備え、再提訴費用に関する支援制度の整備等、損害賠償の請求について支援を行います。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
再提訴費用の助成	犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起(再提訴)するための費用を助成します。	(県)県民生活課

弁護士による無料法律相談【再掲】	犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑に解決できるよう、犯罪被害者等支援に精通している弁護士による無料法律相談を実施します。	(県) 県民生活課
交通事故相談所における相談【再掲】	和歌山県交通事故相談所において、交通事故に遭われた方の問題を円滑に解決するため、損害賠償請求等に関する相談に対応します。	(県) 県民生活課 (交通事故相談所)
女性が抱える法律上の問題に関する相談	夫婦、財産相続、金銭問題等の女性にとって身近な法律上の問題に対し、女性弁護士による相談を実施します。	(県) ジェンダー平等推進センター
性暴力救援センター和歌山（わかやまmine）の運用【再掲】	性犯罪被害者の相談を受け、緊急医療が必要であれば医療機関につなぐとともに、カウンセリングや法律相談等必要な支援のコーディネートを行います。	(県) 多様な生き方支援課 (県) DV 相談支援センター
暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実	(公財) 和歌山県暴力追放県民センター、和歌山弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させます。	(県警) 組織犯罪対策課

3 居住の安定

○現状と課題

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったため居住が困難となる場合、加害者に自宅を知られている場合、配偶者等から暴力を受けている場合など、様々な要因により転居を余儀なくされることがあります。

しかし、犯罪被害者等は、犯罪被害に伴う精神的負担や多額の治療費などの経済的負担を抱えており、犯罪被害者等が自ら新たな居住先を探し求めることは困難な状況にあります。

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となってしまった犯罪被害者等に対して、安定した居住の提供が必要とされています。

○施策の方向

犯罪被害者等が、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合において、犯罪被害者等のニーズに沿った的確な情報の提供等により、新たな居住先の円滑な確保を支援し、居住の安定を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
県営住宅への優先入居措置	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかな場合、入居者決定の際、優先枠と一般枠の2回の抽選の機会を設け、当選する確率が上がるよう優遇措置を行います。	(県)建築住宅課
県営住宅の目的外使用	犯罪被害により公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる場合に、一時的な住居として県営住宅を提供します。	(県)建築住宅課
居住支援法人と住宅セーフティネット制度の周知	犯罪被害者等の住宅確保要配慮者に対して、居住支援活動に取り組んでいる居住支援法人や、空き家等を活用した住宅セーフティネット制度の周知を行います。	(県)建築住宅課
被害直後における一時避難場所の確保	自宅が犯罪行為により居住が困難な場合等における犯罪被害者等が利用できる一時避難場所を提供します。また、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費支援を行います。	(県警)広報県民課

4 雇用の安定

○現状と課題

犯罪被害者等は、捜査機関からの出頭要請、裁判傍聴、証人出廷、刑事訴訟法の被害者参加のほか、行政窓口や民間等における各種手続等のため、業務に支障が生じる場合があります。また、心身の不調により就労を継続することができなくなるなど、雇用に関する様々な不利益を被る場合があります。

このような犯罪被害者等が置かれている状況について、雇用の安定のための支援として、事業者の理解や休暇制度の更なる周知と導入促進が必要となっています。

○施策の方向

犯罪被害者等の置かれた状況に対する事業者の理解の増進や、犯罪被害者等のニーズに沿った的確な情報の提供等により犯罪被害者等の雇用の安定を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者等のための休暇制度の周知	民間企業等に対して、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の周知を図ります。	(県)県民生活課
労働問題全般に関する労働相談員の設置	労使双方に対して労働問題全般に関する助言及び情報提供を行います。	(県)労働政策課

施策の柱 5 県民の理解の増進

1 県民の理解の増進

○現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等により心身や財産に被害を受けた後、周囲の支えにより被害からの回復する場合がある一方で、無理解、無関心等による言動に傷つけられるという二次的被害を受ける場合があります。

犯罪被害者等の名誉や生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の理解を深めることが必要とされています。

○施策の方向

教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等の名誉や生活の平穩への配慮の重要性等について県民の理解の増進を図ります。

○具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
学校を対象とした各種施策の周知	関係機関が実施している犯罪被害者等支援施策について各学校に対し周知します。	(県)文化学術課 (県教委)教育支援課
啓発イベントの開催や広報紙等を活用した広報啓発	犯罪被害者等の置かれる状況や心情について理解を深めてもらい、二次的被害など更なる被害を防止するための啓発を行います。	(県)県民生活課 (県)人権施策推進課
DV被害に関する啓発	県民に対してDV被害の理解を深めるためにDV被害・相談窓口に関する情報の広報啓発を実施します。	(県)DV相談支援センター
中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、こどもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上を図ります。	(県警)広報県民課

<p>様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施</p>	<p>関係機関や犯罪被害者等支援団体と連携の上、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策の実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種討論会等の広報啓発活動を推進します。</p>	<p>(県警)広報県民課 (県警)少年課</p>
<p>被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進</p>	<p>様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知します。</p>	<p>(県警)広報県民課 (県警)少年課 (県警)捜査第一課</p>